

地域がん診療連携拠点病院（高度型）の選定基準について（案）

1 地域がん診療連携拠点病院（高度型）

都道府県知事はその診療機能等が高いものとして同一のがんの医療圏に1カ所推薦。検討会の意見を踏まえ、厚生労働省が指定。

2 指定要件

(1) 同一の医療圏に複数の地域拠点病院がある場合は、下記診療実績が当該医療圏において最も優れていること

- ① 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分)年間 500 件以上
- ② 悪性腫瘍の手術件数 年間 400 件以上
- ③ がんに係る薬物療法のべ患者数 年間 1000 人以上
- ④ 放射線治療のべ患者数 年間 200 人以上
- ⑤ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間 50 人以上

(2) 強度変調放射線療法や核医学治療等の高度な放射線治療を提供できること

(3) 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の都道府県がん診療連携拠点病院の要件のうち、緩和ケアセンターに関する要件を満たしていること

(4) 相談支援センターに看護師や社会福祉士、精神保健福祉士等の医療従事者を配置し、相談支援業務の強化が行われていること

(5) 医療に係る安全管理体制について第三者による評価を受けているか、外部委員を含めた構成員からなる医療安全に関する監査を目的とした監査委員会を整備していること

(6) 「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の地域がん診療連携拠点病院の要件を満たした上で、地域がん診療連携拠点病院の要件で「望ましい」とされる要件を複数満たしていること（資料 3 参照）

3 本県における地域がん診療連携拠点病院（高度化）の選定基準（案）

2 (1) 診療実績の各項目において、最も優れている項目が1つの医療機関に収れんされない場合、以下の方針で県が推薦することとしてはどうか。

① 上記 2 (1) 診療実績の各項目の実績数値を比較して最も優れている医療機関の項目を1点とする。

② ①以外の医療機関の点数は、当該医療機関の実績数値を分子、①の医療機関の実績数値を分母とした数値とする。（小数第3位を四捨五入した数値とする。）

③ 2 (1) ①～⑤について、①及び②で算出した点数を合計して、最も高い点数の医療機関を選定する。

地域がん診療連携拠点病院の現状について(平成30年9月1日時点)

関	医療機 指定要件(指針Ⅱの8)	神戸圏域			阪神南圏域		阪神北圏域		東播磨圏域	北播磨圏域	中播磨圏域		西播磨圏域	但馬圏域	丹波圏域	淡路圏域
		神戸大学医学部附属病院	神戸市立医療センター中央市民病院	神戸市立西神戸医療センター	関西労災病院	兵庫医科大学病院	近畿中央病院	伊丹市立伊丹病院	兵庫県立がんセンター	西脇市立西脇病院	姫路赤十字病院	姫路医療センター	赤穂市民病院	公立豊岡病院組合立豊岡病院	兵庫県立柏原病院	兵庫県立淡路医療センター
2	(1) 同一医療圏に複数の地域拠点病院がある場合は、下記診療実績が当該医療圏において最も優れている。	3項目	2項目	0項目	1項目	4項目	1項目	4項目	-	-	3項目	2項目	-	-	-	-
	a 院内がん登録数	2,650	2,556	1,505	1,850	2,704	604	1,205	2,968	456	2,050	1,518	391	968	337	1,034
	b 悪性腫瘍の手術件数	1,878	2,012	1,423	1,676	1,984	507	508	2,058	192	1,564	1,225	380	696	285	986
	c がんに係る薬物療法延べ患者数	9,706	4,941	2,040	1,655	5,774	1,237	1,269	5,600	328	2,111	1,439	788	3,936	239	1,686
	d 放射線治療延べ患者数	701	670	450	685	643	149	255	773	113	384	446	100	136	77	195
	e 緩和ケアチームの新規介入患者数	402	410	291	133	224	117	99	301	27	68	110	37	5	69	97
	(2) 強度変調放射線療法や核医学治療等の高度な放射線治療を提供できる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
	(3) 都道府県がん診療連携拠点病院の要件である緩和ケアセンターに準じた緩和ケアの提供体制を整備している。	×	×	-	○	×	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-
	(4) 相談支援センターに看護師や社会福祉士、精神保健福祉士等の医療従事者を配置し、相談支援業務の強化が行われている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(5) 医療に係る安全管理体制について第三者による評価を受けているか、外部委員を含めた構成員からなる医療安全に関する監査を目的とした監査委員会を整備している。	○	○	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	(6) 地域がん診療連携拠点病院の指定要件うち、「望ましい」とされる要件を複数満たしている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	望ましい項目数(36項目中)(詳細は「資料3」参照)	32	30	31	30	30	28	31	31	21	32	24	23	24	23	23

指定要件2(1)	借敗率(案)															
a 院内がん登録数	1	0.96	0.57	0.68	1	0.50	1	-	-	1	0.74	-	-	-	-	-
b 悪性腫瘍の手術件数	0.93	1	0.71	0.84	1	0.998	1	-	-	1	0.78	-	-	-	-	-
c がんに係る薬物療法延べ患者数	1	0.51	0.21	0.29	1	0.97	1	-	-	1	0.68	-	-	-	-	-
d 放射線治療延べ患者数	1	0.96	0.64	1	0.94	0.58	1	-	-	0.86	1	-	-	-	-	-
e 緩和ケアチームの新規介入患者数	0.98	1	0.71	0.59	1	1	0.85	-	-	0.62	1	-	-	-	-	-
合計	4.91	4.43	2.84	3.41	4.94	4.06	4.85	-	-	4.48	4.21	-	-	-	-	-

地域がん診療連携拠点病院の緩和ケアセンター設置状況(平成30年9月1日時点)

医療圏		神戸医療圏		阪神南圏域		東播磨圏域	中播磨圏域		
病院名		神戸大学医学部附属病院	神戸市立医療センター中央市民病院	関西労災病院	兵庫医科大学病院	兵庫県立がんセンター	姫路赤十字病院		
1	緩和ケアチーム、緩和ケア外来、緩和ケア病棟等を有機的に統合する緩和ケアセンターを整備し、当該緩和ケアセンターを組織上明確に位置づけている。	A	(○/×)	×	×	○	○		
	緩和ケアセンターは、緩和ケアチームが主体となり以下の活動を行い、専門的緩和ケアを提供する院内拠点組織としている。	A	(○/×)	×	×	○	○		
①	がん看護に関する専門資格を有する看護師等による定期的ながん患者カウンセリングを行っている。	A	(○/×)	○	○	○	○		
②	看護カンファレンスを週1回程度開催し、患者とその家族の苦痛に関する情報を外来や病棟看護師等と共有している。	A	(○/×)	○	○	○	○		
③	緊急緩和ケア病床を確保し、かかりつけ患者や連携協力リストを作成した在宅療養支援診療所等からの紹介患者を対象として、緊急入院体制を整備している。	A	(○/×)	×	○	○	○		
	緊急緩和ケア病床数	-	床	-	2	2	6	4	5
	緊急緩和ケア病床の入院患者数(平成29年1月1日～12月31日)	-	人	-	160	69	109	60	115
④	地域の病院や在宅療養支援診療所、ホスピス・緩和ケア病棟等の診療従事者と協働して、緩和ケアにおける連携協力に関するカンファレンスを月1回程度定期的に開催している。	A	(○/×)	○	○	○	○	○	
⑤	連携協力している在宅療養支援診療所等を対象にした患者の診療情報に係る相談等、いつでも連絡を取れる体制を整備している。	A	(○/×)	○	○	○	○	○	
⑥	相談支援センターとの連携を図り、がん患者とその家族に対して、緩和ケアに関する高次の相談支援を提供する体制を確保している。	A	(○/×)	○	○	○	○	○	
⑦	がん診療に携わる診療従事者に対して定期的な緩和ケアに関する院内研修会等を開催し、修了者を把握する等、研修の運営体制を構築している。	A	(○/×)	○	○	○	○	○	
⑧	緩和ケアセンターの構成員が参加するカンファレンスを週1回以上の頻度で開催し、緩和ケアセンターの運営に関する情報共有や検討を行っている。	A	(○/×)	×	×	○	○	○	
⑨	緩和ケアセンターには、緩和ケアチームの医師に加えて、以下の専門的な知識および技能を有する医師を配置すること。								
ア	緩和ケアセンターの機能を統括する医師を緩和ケアセンター長として1人配置している。なお、当該医師については、常勤であり、なおかつ院内において管理的立場の医師である。	A	(○/×)	×	×	○	○	○	
イ	緊急緩和ケア病床を担当する専門的な知識および技能を有する常勤の医師を1人以上配置している。なお、緩和ケアチームの医師との兼任を可とする。当該医師については、夜間休日等も必要時には主治医や当直担当医と連絡を取ることができる体制を整備している。	A	(○/×)	×	○	○	○	○	
⑩	緩和ケアセンターには、緩和ケアチームの構成員に加えて以下の専門的な知識および技能を有する医師以外の診療従事者を配置すること。								
ア	緩和ケアセンターの機能を管理・調整する常勤の組織管理経験を有する看護師で、専従のジェネラルマネージャーを配置している。	A	(○/×)	×	×	○	×	○	○
	ジェネラルマネージャーは、常勤であり、かつ院内において管理的立場の看護師である。	A	(○/×)	×	×	○	×	○	○
	当該看護師は当該看護師はがん看護に関する専門資格を有する者である。	C	(○/×)	×	×	×	○	○	○
イ	ジェネラルマネージャーとは別に、専従かつ常勤の看護師を2人以上配置している。 ※当該看護師は緩和ケアチームとの兼任を可とする。	A	(○/×)	×	×	○	○	○	○
	当該看護師は当該看護師はがん看護に関する専門資格を有する者である。	A	(○/×)	×	○	○	○	○	○
ウ	緩和ケアセンターの業務に協力する薬剤師を配置している。	A	(○/×)	×	×	○	○	○	○
	当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者である。	C	(○/×)	×	○	×	○	○	○
エ	緩和ケアセンターにおける相談支援業務に専任の相談支援に携わる者を1人以上配置している。 ※当該者については相談支援センターの相談支援に携わる者との兼任および、相談支援センター内にて当該業務に従事することを可とする。	A	(○/×)	×	×	○	○	○	○
オ	ジェネラルマネージャーを中心に、歯科医師や医療心理に携わる者、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士などの診療従事者が連携している。	C	(○/×)	×	×	○	○	○	○

A:必須、C:対応することが望ましい